

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第1回ワーキンググループ検討分

2014年10月6日
国際協力機構審査部

1. 不可分一体の事業

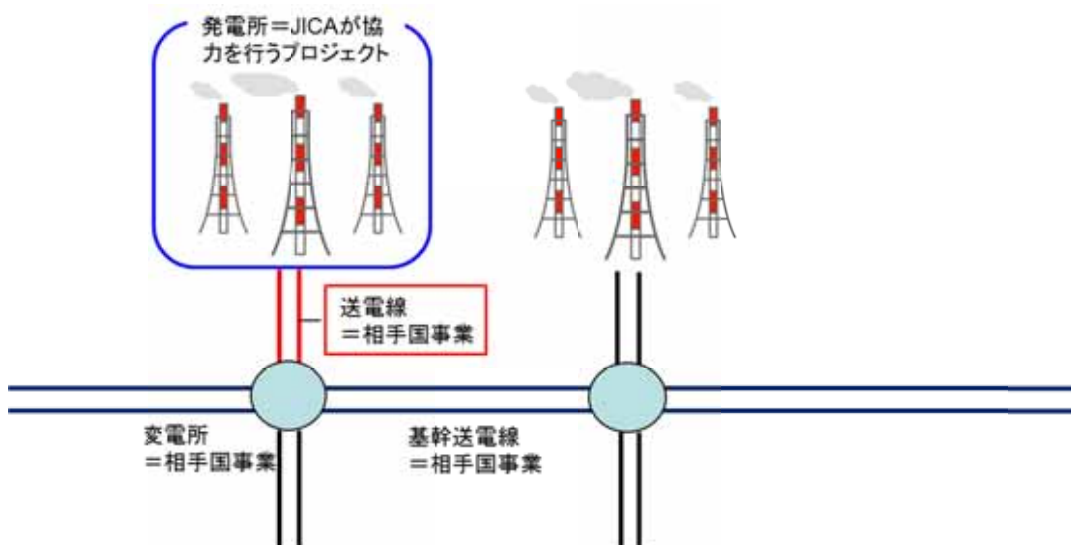
1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」 回答

問. 「不可分一体の事業」とはどのようなものですか？

答. JICA では、国際金融公社 (IFC) Performance Standard 1 の定義*を参考に、JICA が協力を行わない関連事業のうち、仮に JICA が協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。

例えば、図1では、赤色の送電線部分が、JICA が協力を行う対象の事業 (発電所) と不可分一体の事業である可能性があります。

図1. 「不可分一体の事業」の例



不可分一体事業について、JICA は、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書 (住民移転計画、環境アセスメント報告書等) が JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects,

and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

．．．（略）．．．

Associated facilities, which are facilities that are not funded as part of the project and that would not have been constructed or expanded if the project did not exist and without which the project would not be viable.

1. 2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。
- JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。
- 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。

2. 派生的・二次的な影響

2. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」回答

問. 「派生的・二次的な影響」とはどのようなものですか？

答 .JICA では、国際金融公社(IFC)の Performance Standard 1*を参考に、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。

これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合

理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

．．．（略）．．．

(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.

2.2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- IFC の PS における、“(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.”の（ ）について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。（ ）において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、（ ）は削除すべき。
- 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明するべき。
- 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。

3. 累積的影響

3. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」回答

問. 「累積的影響」とはどのようなものですか？

答. JICA では、国際金融公社 (IFC) の Performance Standard 1*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点 (例えばスコーピング時点) で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。

例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。

これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

* : IFC Performance Standard 1 の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

... (略) ...

Cumulative impacts that result from the incremental impact, on areas or resources used or directly impacted by the project, from other existing, planned or reasonably defined developments at the time the risks and impacts identification process is conducted.

3. 2 第1回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。
- 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。
- 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。

- 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。
- 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えべき。

以上